

下水道使用料の算定について

目 次

- ① 下水道の使用状況 …… P. 1
- ② 適正な使用料に対する国の方針 …… P. 2
- ③ 他自治体の状況 …… P. 3
- ④ 下水道使用料改定案 …… P. 5

① 下水道の使用状況

○ 基本使用料

- ・ 2か月の使用水量が基本水量の10m³を使い切らないユーザーが増えている
- ・ 使用水量が0m³でも10m³でも同じ使用料である
- ・ 従量使用料の減少により、基本使用料の重要性が高くなっている

○ 従量使用料

- ・ 水需要の減少により単価の高いユーザーの割合が減少している
- ・ 大口ユーザーは少なく、収入の増加は見込めない

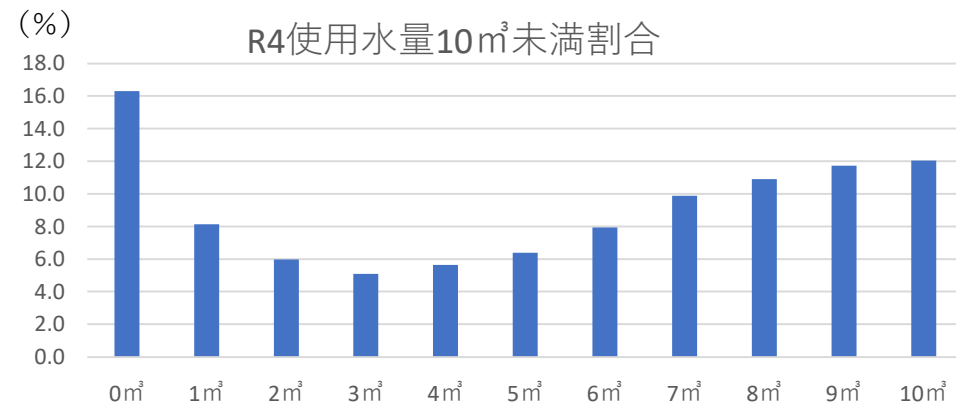
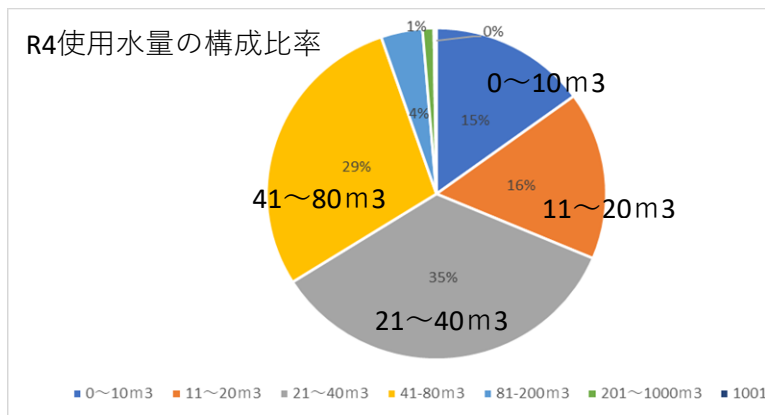
使用水量構成比率（2か月毎）

区分	単価（円） 税抜	R4構成比%	H29構成比%	増減
0~10m ³	60	15.0	13.8	1.2
11~20m ³	60	16.4	16.2	0.2
21~40m ³	78	34.7	34.0	0.7
41~80m ³	97	28.7	30.2	△ 1.5
81~200m ³	117	3.9	4.4	△ 0.5
201~1000m ³	145	1.1	1.1	0.0
1001~m ³	184	0.2	0.2	0.0

5年前と比較すると2か月の基本使用料
10m³以下のユーザーの割合は増加

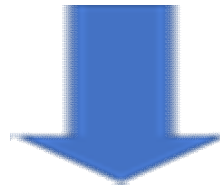


単価の低い少量ユーザーが増加



②適正な使用料に対する国の方針

最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³



目標:使用料単価150円/m³

$$\text{※使用料単価} = \frac{\text{使用料}}{\text{有収水量 (使用水量)}}$$

③他自治体の状況

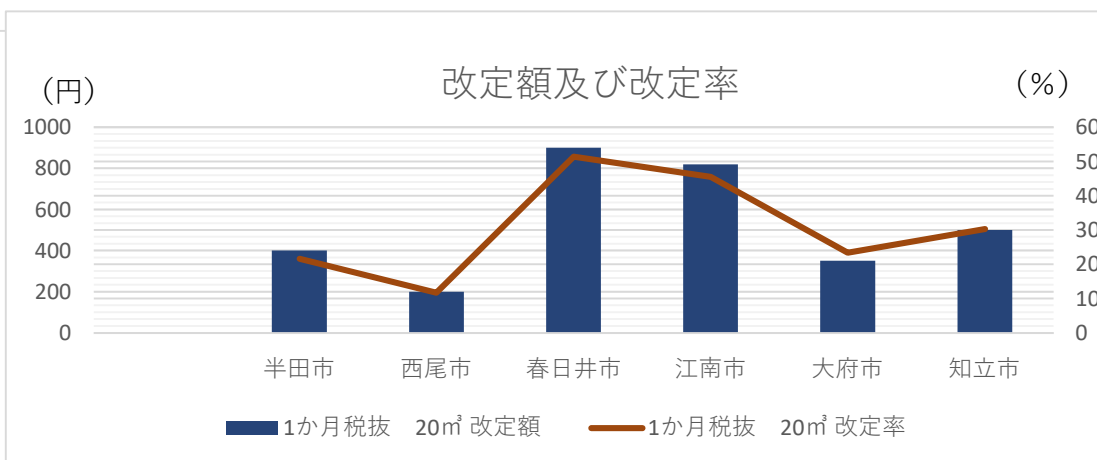
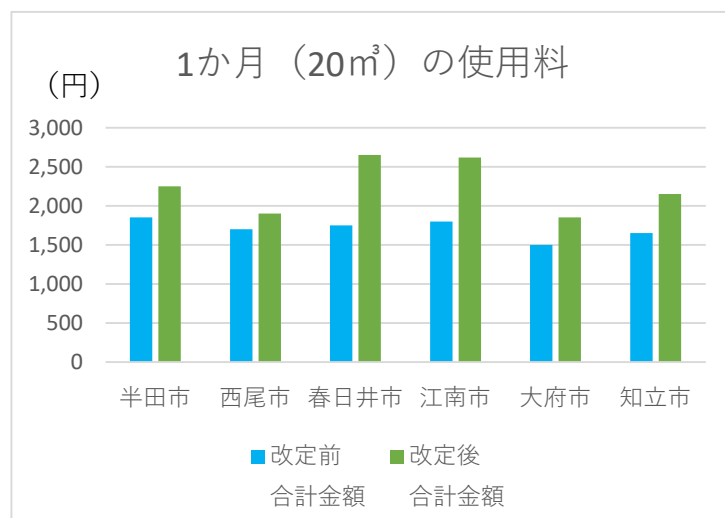
他自治体の改定一覧

1か月20㎡使用時の使用料金（税抜） (単位：円)

自治体名	改定前			改定後			改定額 (円)	改定率 (%)
	基本使用料	従量使用料	改定前 合計金額	基本使用料	従量使用料	改定後 合計金額		
半田市	450	1,400	1,850	600	1,650	2,250	+400	21.6
西尾市	500	1,200	1,700	700	1,200	1,900	+200	11.8
春日井市	850	900	1,750	1,100	1,550	2,650	+900	51.4
江南市	425	1,375	1,800	700	1,920	2,620	+820	45.6
大府市	700	800	1,500	800	1,050	1,850	+350	23.3
知立市	700	950	1,650	750	1,400	2,150	+500	30.3

基本水量なしの県内自治体の基本使用料

基本使用料	自治体数
300円～399円	2
400円～499円	4
500円～599円	3
600円～699円	4
700円～799円	9
800円～899円	1
900円～999円	1
1000円～	1



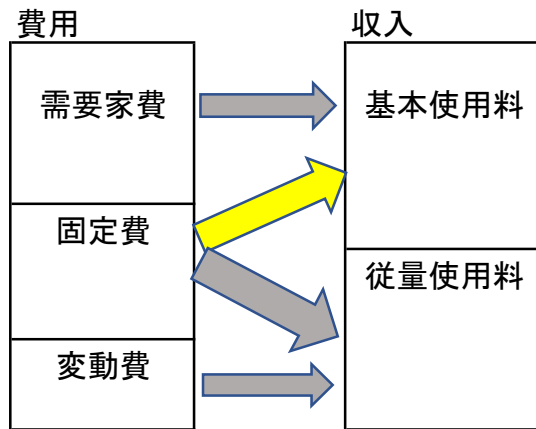
1月の負担増は200円から900円。改定率は10%から50%。

④下水道使用料改定案

使用料体系案の概要

		使用料単価 (現行85円)	基本水量 有無	考え方
案①	①-1	150円	あり	使用料単価を150円にするため、現行の使用料体系から1.7倍掛けたもの
	①-2	120円	あり	使用料単価を120円にするため、現行の使用料体系から1.4倍掛けたもの
	①-3	100円	あり	使用料単価を100円にするため、現行の使用料体系から1.1倍掛けたもの
案②	②-1	150円	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を廃止し、従量使用料1～5m³を新設。 ・（社）日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」に示されている固定費の配分割合を30%として算出した金額と需要家費の金額の合計を下水道使用件数で割り基本使用料を算出 ・従量使用料は使用料単価を150円になるように按分
	②-2	120円	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を廃止し、従量使用料1～5m³を新設。 ・（社）日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」に示されている固定費の配分割合を30%として算出した金額と需要家費の金額の合計を下水道使用件数で割り基本使用料を算出 ・従量使用料は使用料単価を120円になるように按分
	②-3	100円	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を廃止し、従量使用料1～5m³を新設。 ・（社）日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」に示されている固定費の配分割合を30%として算出した金額と需要家費の金額の合計を下水道使用件数で割り基本使用料を算出 ・従量使用料は使用料単価を100円になるように按分

案③	③-1	150円	なし	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量を廃止し、従量使用料1~5m³を新設。 基本使用料を下げるため、固定費の配分割合を20%として算出した金額と需要家費の金額の合計を下水道使用件数で割り基本使用料を算出 従量使用料は使用料単価を150円になるように按分
	③-2	120円	なし	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量を廃止し、従量使用料1~5m³を新設。 基本使用料を下げるため、固定費の配分割合を20%として算出した金額と需要家費の金額の合計を下水道使用件数で割り基本使用料を算出 従量使用料は使用料単価を120円になるように按分
	③-3	100円	なし	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量を廃止し、従量使用料1~5m³を新設。 基本使用料を下げるため、固定費の配分割合を20%として算出した金額と需要家費の金額の合計を下水道使用件数で割り基本使用料を算出 従量使用料は使用料単価を100円になるように按分



使用料単価=150円…目標に1回で改定する場合の単価

使用料単価=120円…目標に2回で改定する場合の第1段階の単価

使用料単価=100円…目標に4回で改定する場合の第1段階の単価

案②は固定費→基本使用料の配分割合を30%

案③は固定費→基本使用料の配分割合を20%

改定（案）と現行の料金を比較して改定率を算出

(単位：千円)

案	改定後	
	基本使用料	従量使用料
①-1	131,271,092	307,019,386
①-2	105,166,046	245,684,898
①-3	87,265,442	204,737,415
②-1	170,780,680	267,633,620
②-2	170,780,680	179,950,760
②-3	170,780,680	121,495,520
③-1	130,699,500	308,190,696
③-2	130,699,500	219,249,757
③-3	130,699,500	161,576,700

(単位：千円)

改定前	
基本使用料	従量使用料
74,585,848	174,442,833

案	改定率	
	基本使用料	従量使用料
①-1	76.0%	76.0%
①-2	41.0%	40.8%
①-3	17.0%	17.4%
②-1	129.0%	53.4%
②-2	129.0%	3.2%
②-3	129.0%	-30.4%
③-1	75.2%	76.7%
③-2	75.2%	25.7%
③-3	75.2%	-7.4%



比較

改定案により算出した基本使用料・従量使用料を現行使用料と比較して改定率を算出したものが
←こちら

使用料改定案のメリット・デメリット

		案	使用料単価	改定率
案① 現行の使用料から算定 (現行の使用料体系から比率を掛ける)	メリット ・使用水量の多寡によらず同率負担となっている ・少量使用者の改定額は相対的に小さく、負担の抑制が図られている デメリット ・使用水量が多い程、負担額が大きい	①-1	150円	76.0%
		①-2	120円	40.9%
		①-3	100円	17.3%
案② 総括原価方式での算定 (固定費の配分割合を30%に設定)	メリット ・基本使用料の収入割合が大幅に上昇するため、使用水量が大きく変動した場合でも、経営に与える影響は一番少ない デメリット ・基本使用料が高いため少量使用者の負担が大きい ・使用料単価120円や100円の時には、使用水量が多い程負担が少なくなり、現行以下となる区分がある	②-1	150円	76.0%
		②-2	120円	40.8%
		②-3	100円	17.4%
案③ 総括原価方式での算定 (固定費の配分割合を20%に設定)	メリット ・使用料単価120円の時には、使用水量の多寡によらず、負担額のバランスは良い デメリット ・使用料単価150円の時には、大口使用者の負担が大きくなる ・使用料単価100円の時には、使用水量が多い程負担が少なくなり、現行以下となる区分がある	③-1	150円	76.2%
		③-2	120円	40.5%
		③-3	100円	17.4%

使用料体系案の比較（税抜）

（単位：円）

	使用料単価	基本使用料 (1か月)	従量料金（1か月）							
			1m ³ 超～ 5m ³ 以下	5m ³ 超～ 10m ³ 以下	10m ³ 超～ 20m ³ 以下	20m ³ 超～ 40m ³ 以下	40m ³ 超～ 100m ³ 以下	100m ³ 超～ 500m ³ 以下	500m ³ 超	
現 行	85円	428	0	60	78	97	117	145	184	
案①-1	現行×1.7	150円	753	0	106	137	171	206	255	324
案①-2	現行×1.4	120円	603	0	85	110	137	165	204	259
案①-3	現行×1.1	100円	501	0	70	92	114	137	170	216
案②-1	固定費30%	150円	980	52	78	101	126	151	188	238
案②-2	固定費30%	120円	980	35	52	68	84	102	126	160
案②-3	固定費30%	100円	980	23	35	46	57	69	85	108
案③-1	固定費20%	150円	750	60	89	116	144	174	216	274
案③-2	固定費20%	120円	750	43	64	83	103	124	154	196
案③-3	固定費20%	100円	750	31	47	61	76	91	113	144

使用水量別・1か月使用時の使用料（税込）

（単位：円）

		使用水量 使用料単価	5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	500m ³
現 行		85円	470	800	1,650	2,720	5,070	11,510	75,310
案①-1	現行×1.7	150円	828 (+358)	1,409 (+609)	2,919 (+1,269)	4,798 (+2,078)	8,942 (+3,872)	20,271 (+8,761)	132,590 (+57,280)
案①-2	現行×1.4	120円	663 (+193)	1,128 (+328)	2,336 (+686)	3,839 (+1,119)	7,154 (+2,084)	16,217 (+4,707)	106,073 (+30,763)
案①-3	現行×1.1	100円	551 (+81)	938 (+138)	1,945 (+295)	3,197 (+477)	5,960 (+890)	13,513 (+2,003)	88,392 (+13,082)
案②-1	固定費30%	150円	1,362 (+892)	1,789 (+989)	2,899 (+1,249)	4,280 (+1,560)	7,326 (+2,256)	15,652 (+4,142)	98,204 (+22,894)
案②-2	固定費30%	120円	1,269 (+799)	1,556 (+756)	2,302 (+652)	3,231 (+511)	5,279 (+209)	10,877 (△633)	66,383 (△8,927)
案②-3	固定費30%	100円	1,207 (+737)	1,401 (+601)	1,905 (+255)	2,531 (△189)	3,914 (△1,156)	7,694 (△3,816)	45,169 (△30,141)
案③-1	固定費20%	150円	1,152 (+682)	1,643 (+843)	2,919 (+1,269)	4,507 (+1,787)	8,009 (+2,939)	17,582 (+6,072)	112,497 (+37,187)
案③-2	固定費20%	120円	1,059 (+589)	1,410 (+610)	2,322 (+672)	3,457 (+737)	5,962 (+892)	12,807 (+1,297)	80,676 (+5,366)
案③-3	固定費20%	100円	996 (+526)	1,254 (+454)	1,924 (+274)	2,758 (+38)	4,597 (△473)	9,624 (△1,886)	59,462 (△15,848)

ランキング形式（税抜）
1か月20m³使用した場合

順位	事業者	下水道使用料
1	小牧市	1,438
2	刈谷市	1,500
3	安城市	1,500
—	大府市(改定前)	1,500
4	岩倉市（現行）	1,508
5	常滑市	1,550
6	瀬戸市	1,600
7	碧南市	1,600
8	高浜市	1,600
9	田原市	1,600
10	犬山市	1,610
11	名古屋市	1,640
12	大府市①R4	1,650
—	知立市（改定前）	1,650
13	阿久比町	1,700
14	武豊町	1,700
15	幸田町	1,700
—	西尾市（改定前）	1,700
16	東海市	1,750
—	春日井市（改定前）	1,750
岩倉市（改定案 使用料単価100円）		1,750
17	扶桑町	1,754
—	大口町（改定前）	1,754
—	江南市（改定前）	1,800
18	豊田市	1,800
19	みよし市	1,800
20	東郷町	1,800
21	豊川市	1,810
22	一宮市	1,836
23	岡崎市	1,850
—	大府市②R7	1,850
—	半田市（改定前）	1,850
24	西尾市R4	1,900
25	日進市	1,900
26	豊明市	1,950
	改定前平均	1,989

順位	事業者	下水道使用料
27	北名古屋市	2,000
28	長久手市	2,000
29	豊山町	2,000
30	知多市	2,020
31	大口町R5	2,060
32	豊橋市（公下）	2,070
33	蒲郡市	2,090
岩倉市（改定案 使用料単価120円）		2,113
34	知立市 R5	2,150
35	稲沢市	2,200
36	尾張旭市	2,200
37	大治町	2,200
—	春日井市①R3	2,250
38	半田市 R5	2,250
39	江南市①R5	2,335
40	あま市	2,400
41	東浦町	2,550
42	新城市	2,600
43	清須市	2,600
44	蟹江町	2,600
—	江南市②R9	2,620
岩倉市（改定案 使用料単価150円）		2,649
45	春日井市②R4	2,650
46	津島市	2,821
47	愛西市	3,000
48	弥富市	3,000
49	設楽町	3,300
50	東栄町	3,300

※税込でのデータを割り戻して税抜額を算出しているため、実際の税抜額とは異なる場合があります。